

林業公社の検討結果(中間報告)

審議における論点	委員会としての審議概要(判断根拠と審議結果)
<p>今後の当該組織のあり方 (本委員会としての総括)</p>	<p>そもそも、当該公社の存続意義を考えるには、その経営の是非ではなく、林業公社という組織が昭和 33年につくられた「分収林制度」に基づいて設置されたものであるという、全国的に共通の問題がある。分収林制度は、「造林を促進し、林業振興と森林の諸機能を維持する」ため、金融上の支援措置や木材収入を保証する林野庁の制度であるが、間伐が進まず林業経営が成り立たない今日においては、木材収入が得られるまで(=現実的には得られることの無い収入の穴埋めとして)借入金に頼る状況を生んでいる問題の制度との指摘もある。しかし、その国の制度に裏付けされた組織の廃止には、巨額の予算や膨大な事務手続きが生じるため、「組織の目的が薄れても、廃止には難題が多い」ために廃止には躊躇するというのが、長野県政の置かれている状況である。</p> <p>ただ、そうした国の制度上の問題を考えず、純粹に当該公社の経営の是非を見たところで、現時点で『経営改善集中実施プラン』を策定しているものの、新たな収益事業の計画や戦略、基本的な経営シミュレーション等の実現性が認められず、「収益が無くても交付税措置や借入金が入る」ことへの甘えが感じられる。また、今秋から長野県全体で『信州F・パワープロジェクト』が始動するとのことであるが、それにより当該公社の増収に期待したとしても、債務が解消していくとは言い難い。</p> <p>このような多くの問題を背負う当該公社のあり方については、「存続」「廃止(=県に移管)」「土地所有者への返還」の三つの選択肢がある。このうち、「土地所有者への返還」は、高齢化や後継者問題で実質的に森林の維持管理ができない所有者に返すことは現実的ではない。「廃止」は様々な課題を克服していけば、他県によっては廃止したケースもあるので実施は可能だろう。</p> <p>次に、上記の三つの選択肢ごとのメリットとデメリットを整理した(別添、林務部作成)。「存続」か「廃止か」の判断は、県有林化することでどうなるのか、ある程度の財政的負担をしながら先送りするか判断になると言える。「存続」の場合は、国からの交付税措置のメリットがある一方で、過去に借りた県からの借入金に5%複利の利息が発生し、当該公社の経営を圧迫する問題や県民負担が生じる問題に変わりはなく、目先の大変さから“先送り”するという話だろう。一方、「廃止」となれば103億円のコストを掛けて、膨大な時間や人手をかけて事務手続きをしなければならず、その人件費等も嵩むことになる。特に、契約解除は土地所有者との間では「契約不履行」となり、同意を得ることは極めて困難とされる。</p> <p>目先の経営コスト等を考えれば、消去法として「存続の方が無難な選択」であり、「解決できない国の制度の問題が根本にある」とすれば、最終的には政治的決断にならざるを得ないと考える。本委員会としては、管理している森林が県土全体ではなく、面積で見ると3%程度の森林、それも事業費が払えない森林所有者からの委託に限られていること、実質的な現場作業は担っており、業務(技術)的な代替組織(=森林組合)は存在すること、日本政策金融公庫への債務の一括償還などは、県への移行が可能であること、現時点で当該公社の経営改善プランによる収益性は確認できないこと、今後も当該公社の存続の妥当性を問う議論は繰り返されるであろうことなどの理由から、廃止した他県の事例(廃止のプロセスや結果(メリット&デメリット))を調査する新たな専門委員会を設置し、2013年度末までに、実際に長野県の林業公社を廃止するとした場合の詳細な検討に入ることを勧めたい。</p>
<p>公社の役割 / 役割分担のあり方</p>	<p>(1)社会・経済状況など政策的にみた公社の業務内容の妥当性 戦後の荒廃した森林を早期に復旧するため、国策として分収林制度が創設され、長野県でも昭和41年から森林の造成を当該公社が担ってきた。しかし、制度の形骸化や時代とのミスマッチ、収益の見込みがない事業への公的予算の継続的投入の是非などが全国的な問題として指摘されている。全国で見れば、林業公社の廃止に独自で踏み込んだ県もある。</p> <p>長野県全体の民有林の森林面積から見ると、当該公社の分収林契約森林は全体の3%にすぎない。契約の対象者は、高齢化や後継者不足等の問題で自らが森林作業を行うことが困難な所有者である。ただ、分収林契約森林を当該公社が管理するといっても、実質的には技術的な森林作業は森林組合に委託しており、当該公社は中間的な事務手続きを行う機関として位置づけられる。県内の大半の森林所有者は、地域の森林組合の組合員となって、組織的に森林の維持管理を実質している(県内の森林組合数は18組合)。</p> <p>当該公社によれば、造林事業により、水源のかん養・土砂災害の防止等の公益的機能の発揮、生産を目的とする地域の森林整備の模範ということである。</p> <p>(2)他組織との競争性の有無 当該公社と同様の事業を行なっている組織としては、森林所有者から直接的に委託を受けて森林整備を行う森林組合が、県下に18組織存在し、さらに民間の林業事業体(会社等)もある。当該公社との相違は、分収林制度(分収林特別措置法)に基づいて、森林整備を行うことができることであり、そうした団体は長野県下に当該公社だけである。</p> <p>また、分収林事業を直接県が行うことは可能である。既に、林業公社を廃止し、県営林に移行済みの県が4県、現在移行等を検討している県が4県存在する。</p> <p>(3)他機関(機能)に移管した場合の効果と課題 当該公社の事業は、分収林契約をした森林を直接的に森林組合や民間に移管することはできないが、県に移管することは可能である。分収林契約森林の管理は、県でも同様の適正管理ができ、同様の公益的機能の効果が得られるとされる。また、一旦、県に移管してから森林組合と契約し直すことも可能である。当該公社と分収林契約する所有者でも、地域ごとの森林組合の組合員にもなっており、「後から組織に加わるハンディ」といった人脈的な難しさは発生しないと考えられる。</p> <p>ただし、県に移管する場合は、当該公社の県からの債務の処理が問題となるとともに、日本政策金融公庫からの借入金の返済など、損失補償に伴う新たな経費負担が発生する。現時点で廃止するとした場合は、103億円の予算が必要となる。(三セク債の活用は可能)</p>
<p>経営上からみた再評価</p>	<p>(4)経営資源量や配分の適切性 平成14年から新たな分収林契約の締結は行われておらず、現行の契約森林の適正管理に努めている。</p> <p>安価な外材の輸入や国内産木材価格の長期的低迷を受け、過去に新規契約において二度(昭和62年~平成10年、平成10年~平成14年)に亘り分収率の見直しを行うとともに、経営改善集中実施プランを策定した。平成20年から過去に契約した分収率を見直し、変更契約をする取組みを実施している。その結果、伐採における木材販売代金が公社の取り分の増加(増収)につながっている。</p> <p>過去に県から借入れた借入金には5%複利の利息が発生しており、経営を圧迫している原因にもなっている。</p> <p>(5)経常利益等からみた組織経営の適切性 木材が販売できる段階においては、自ら市場を開拓していくマーケティング戦略が必要であるが、そうした専門性や経営努力が見られない。</p> <p>長野県の重要プロジェクトとして、今秋から素材生産を2倍にし、木材やバイオマス等を県内加工するという官民共同『信州F・パワープロジェクト』が始動する。将来、木質バイオマスエネルギーは、未利用材の利用拡大と将来的な木材価格の底上げにつながるものと期待できることから経営改善の要素になり得るだろうが、そうしたテーマに当該公社がどう取り組むかの経営シミュレーション等が現時点で存在していない。</p> <p>「長野県森林づくり指針」(平成23~32年)との整合性を図る。</p>
<p>(6)その他の着眼点</p>	
<p>(7)包括外部監査人の指摘事項</p>	<p>平成23年度以降の県からの財政支出を試算した結果、貸付金残高214億円のうち、名目価値で145億円の回収が不能である。平成23年度以降の県の貸付金支出と回収を現在価値で計算すると、19億円の支出超過となる。当公社を早期に廃止した場合には財務的な負担の問題もあり、基本方針の事業手法について政策的な判断を含めて総合的に見直しを検討する必要がある。当公社を平成88年度末まで存続させた場合とそれ以前に解散する場合のメリット・デメリットを検討した上で、改革基本方針の見直しを含めた検討が必要である。</p>